

平成 27 年度市町村土地開発公社の状況

平成 29 年 1 月 11 日

千葉県総務部市町村課

電話 043-223-2138

平成 27 年度の市町村土地開発公社の公有地等の取得・保有の状況などについてとりまとめましたので、公表します。

市町村土地開発公社は、道路用地の取得などを行うことで、都市の計画的な整備に大きな役割を果たしてきましたが、各設立団体の財政事情によりその役割が見直され、解散や保有土地の処分が進められています。

その結果、平成 22 年度から平成 27 年度までの間に 7 団体が解散したほか、保有土地の総額は 53.8%減少しました。

市町村土地開発公社の状況

(1) 市町村土地開発公社数の推移

平成 28 年 4 月 1 日現在、県内の市町村土地開発公社数^{*}は 12 団体であり、前年度より 1 団体減少しています。

^{*} 千葉県、全国とも政令指定都市が設立した公社は除いています。

表 I. 市町村土地開発公社数（各年 4 月 1 日現在）

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
千葉県	19	19	17	16	13	13	12
全 国	959	914	875	813	720	688	667

○平成 27 年 12 月 25 日に四街道市土地開発公社が解散しました。

^{*}なお、平成 29 年 1 月 1 日に松戸市土地開発公社が解散し、現在は 11 団体となっています。

(2) 土地取得の状況

県内の市町村土地開発公社による平成 27 年度中の土地取得は、金額ベースで 22 億 82 百万円であり、前年度(10 億 88 百万円)に比べ 11 億 94 百万円の増(109.7%増)となっています。

表Ⅱ. 新規土地取得額

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
千葉県	28 億円	28 億円	14 億円	30 億円	11 億円	23 億円
全 国	1,682 億円	1,740 億円	1,314 億円	1,255 億円	1,405 億円	1,208 億円

○新規土地取得の主な内訳

- ・千葉県地方土地開発公社 992 百万円
(全市町村を構成団体とする千葉県市町村総合事務組合により設立された土地開発公社)
- ・成田市土地開発公社 736 百万円
- ・市川市土地開発公社 453 百万円
- ・野田市土地開発公社 70 百万円

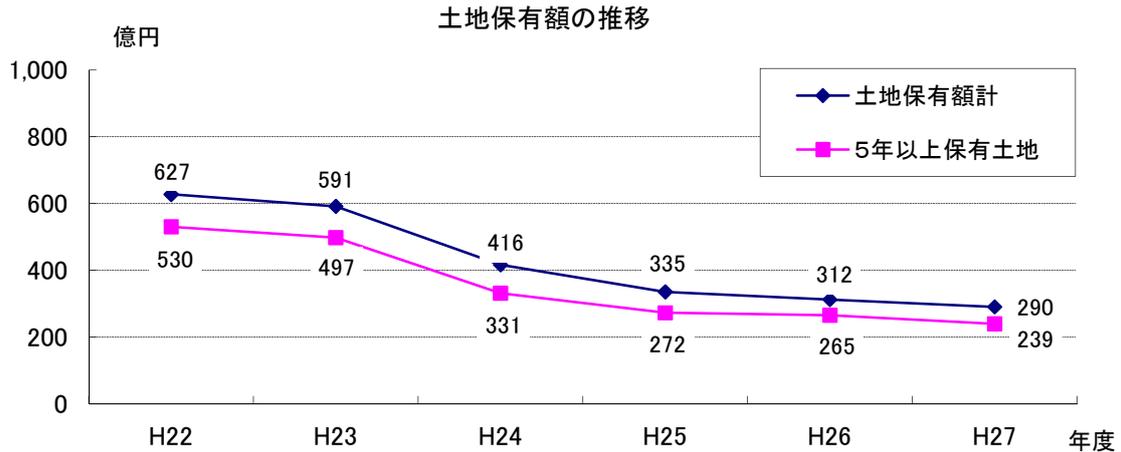
(3) 保有土地の状況 (別添資料「平成 27 年度市町村土地開発公社一覧」参照)

平成 27 年度末に県内の市町村土地開発公社が保有している土地の総額は 289 億 53 百万円であり、前年度(312 億 36 百万円)に比べ 22 億 83 百万円の減(7.3%減)となっています。

また、平成 27 年度末の 5 年以上の長期保有土地は 238 億 64 百万円(全保有額に占める割合 82.4%)であり、前年度(264 億 73 百万円)に比べ 26 億 9 百万円の減(9.9%減)となっています。

これを 5 年前の平成 22 年度末と比較すると、保有土地の総額は 627 億 8 百万円から 337 億 55 百万円減少(53.8%減)し、うち 5 年以上の長期保有土地は 529 億 90 百万円から 291 億 26 百万円減少(55%減)しています。

図 I 土地保有額の推移



○長期（5年以上）保有土地の主な内訳

- ・ 柏市土地開発公社 12,337 百万円
- ・ 松戸市土地開発公社 6,540 百万円
- ・ 木更津市土地開発公社 3,123 百万円
- ・ 野田市土地開発公社 854 百万円
- ・ 浦安市土地開発公社 733 百万円

(4) 供用済土地・未収金の状況（別添資料「平成 27 年度市町村土地開発公社一覧」参照）

県内の市町村土地開発公社が保有する供用済土地^{※1}（前年度：61 百万円）は、平成 27 年度中に全て解消されました。

また、平成 27 年度末の未収金^{※2}は 5 億 99 百万円であり、前年度（9 億 9 百万円）に比べ 3 億 10 百万円減（34.1%減）となっています。

これを 5 年前の平成 22 年度末と比較すると、供用済土地の総額は 17 億 47 百万円から皆減し、未収金の総額は 9 億 17 百万円から 3 億 18 百万円減少（34.7%減）しています。

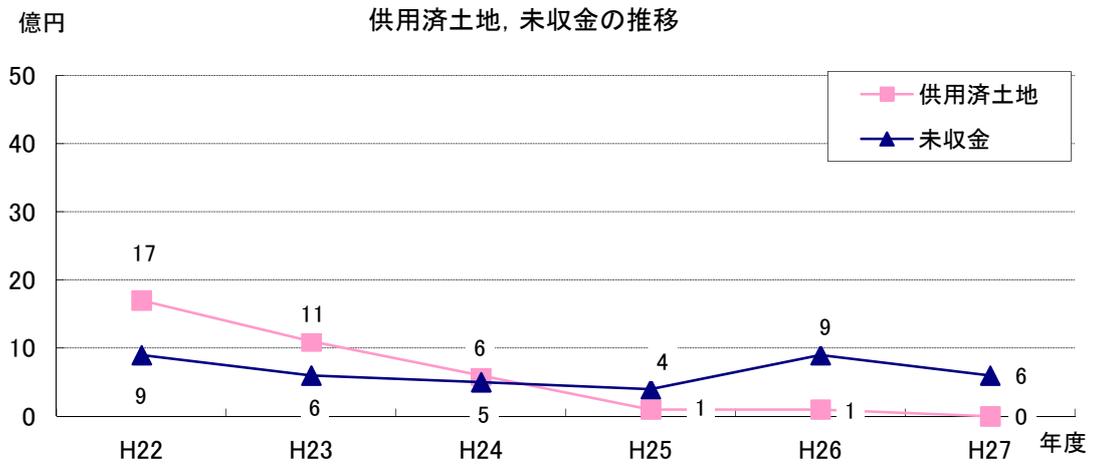
※1 供用済土地

土地開発公社が取得した土地について、市町村が買い取ることなく供用を開始しているもの。
市町村が、土地開発公社の保有土地を再取得することなく事業の用に供することは不適切であるので、早急に再取得を進めて供用済土地の解消を図る必要があります。

※2 未収金

市町村が、土地開発公社から土地所有権の移転を受けたにも関わらず、再取得に要した費用の支払いを完了していないもの。
市町村が、土地の再取得に要した費用を長期にわたって繰り延べることは不適切な財政運営であるので、早急に土地取得費用を支払って未収金の解消を図る必要があります。

図Ⅱ 供用済土地, 未収金の推移



○供用済土地の内訳

- ・なし

○未収金の内訳

- ・ 柏市土地開発公社 360 百万円
- ・ 野田市土地開発公社 239 百万円